

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

				資料番号	18	担当課	健康増進課
法令名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	根拠条項	第50条第1項	不利益処分の種類	新感染症に係る消毒その他の措置 (第26条の3、第26条の4、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条の準用)		
<p>○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年10月2日法律第114号)</p> <p>(新感染症に係る消毒その他の措置)</p> <p>第50条 都道府県知事は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該新感染症を一類感染症とみなして、第26条の3第1項及び第3項、第26条の4第1項及び第3項、第27条から第33条まで並びに第35条第1項に規定する措置の全部又は一部を実施し、又は当該職員に実施させることができる。</p> <p>2～4 (省略)</p> <p>5 第36条第1項及び第2項の規定は、第1項の規定により都道府県知事が第26条の3第1項若しくは第3項、第26条の4第1項若しくは第3項、第27条第1項若しくは第2項、第28条第1項若しくは第2項、第29条第1項若しくは第2項、第30条第1項又は第31条第1項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合について準用する。</p> <p>6～13 (省略)</p> <p>(書面による通知)</p> <p>第36条 都道府県知事は、第26条の3第1項若しくは第3項、第26条の4第1項若しくは第3項、第27条第1項若しくは第2項、第28条第1項若しくは第2項、第29条第1項若しくは第2項、第30条第1項又は第31条第1項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合には、その名あて人又はその保護者に対し、当該措置を実施する旨及びその理由その他厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しないで措置を実施すべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項ただし書の場合においては、当該措置を実施した後相当の期間内に、当該措置を実施した旨及びその理由その他同項の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を当該措置の名あて人又はその保護者に交付しなければならない。</p> <p>3～5 (省略)</p> <p>○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 (平成10年12月28日号外厚生省令第99号)</p> <p>(書面により通知すべき事項)</p> <p>第19条 法第36条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該措置の対象となる場所、区域、物件、死体又は生活の用に供される水 (以下この項において「生活用水」という。)</p> <p>二 検体の収去、検体の採取、消毒若しくは駆除の措置又は物件措置 (物件の移動の制限及び禁止の措置を除く。) にあつては、当該措置を実施する日時又は実施すべき期限及びその方法</p> <p>三 物件若しくは死体の移動又は生活用水の使用若しくは給水の制限の措置にあつては、その期間及び制限の内容</p> <p>四 物件若しくは死体の移動又は生活用水の使用若しくは給水の禁止の措置にあつては、その</p>							

期間

- 2 前項の規定は、法第 36 条第 3 項において同条第 1 項の規定を準用する場合について準用する。
3～4 (省略)

(新感染症に係る消毒その他の措置)

第 26 条 (省略)

- 2 第 19 条第 1 項の規定は、法第 50 条第 5 項において法第 36 条第 1 項を準用する場合について準用する。
3～5 (省略)